

## いじめ防止基本方針

平成25年6月25日、「いじめ防止対策推進法」が公布されました。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めたものです。

この法律の公布を受け、本校では、平成25年8月7日に「いじめ防止委員会」を設置するとともに、8月30日、「いじめ防止基本方針」を定めました。「いじめ」の防止及び早期発見・解決は喫緊の課題であり、学校による有効かつ的確な取組みの実践と学校・家庭・地域・関係機関の連携強化が重要です。

### 1 いじめに対する基本認識と全教職員による対応

「いじめは人間として絶対に許されない」ことであるとともに、「どの学校でも起こり得るものである」ことを十分認識し、全ての教職員が一体となって取り組まなくてはなりません。

### 2 早期発見・早期対応

いじめ問題を解決するためには、教職員は日頃から生徒が発するいじめの兆候（いじめのサイン）にいち早く気づき、早期に対応することが大切です。

### 3 いじめを許さない学校づくり

生徒が安心して生き生きと学校生活を送るために、教職員はあらゆる教育活動を通して人権尊重の精神や思いやりの心を育てるなど、生徒一人一人に豊かな人間性を育み、いじめを決してしない、許さない学校づくりに努めなければなりません。

### 4 学校、家庭、地域社会など全ての関係者との連携

いじめの解決に向けて関係者の全てが、生徒一人一人の豊かな成長への願いを共有しながら、それぞれの立場から一体となって取り組むことが大切です。

※ いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 具体的ないじめの態様

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる  
仲間はずれ、集団による無視をされる  
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする  
金品をたかられる  
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする  
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等  
文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

※ いじめ防止委員会の業務

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめ防止及び早期発見を目的とする年間計画の策定
- (5) いじめ防止及び早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定及び実施
- (8) 生徒・教職員に対するアンケート調査の実施
- (9) 取組の検証と評価及び実施計画等の見直し
- (10) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

※ 「重大事態」の定義

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 重大事態対応プロジェクトチームの編成と業務

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、速やかに尾道市教育委員会に報告するとともにプロジェクトチームを編成し、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先にして、適切な対処や調査を行う。

- (1) 問題解決のための対応
  - ア 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
  - イ 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
  - ウ P T A役員及び同窓会等との連携
  - エ 関係生徒への指導
  - オ 関係保護者への対応
  - カ 全校生徒への指導
- (2) 説明責任の実行
  - ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
  - イ 全校生徒・保護者への対応
  - ウ マスコミへの対応
- (3) 再発防止のための取組
  - ア 教育委員会との連携による外部有識者の招聘
  - イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
  - ウ 取組の見直し、改善策の検討・策定
  - エ 改善策の実施

- 参考資料
- 1 「尾道市いじめ防止基本方針」（平成26年8月 尾道市教育委員会）
  - 2 「尾道市におけるいじめ問題に係る今後の取組について」（平成29年11月 尾道市教育委員会）
  - 3 「いじめの問題への取組の徹底に向けて」（平成29年11月 尾道市教育委員会）